

## 応急手当講習受講優良証交付制度



### ● 目的

急な病気やけがなどの救急現場に遭遇した際、その場に居合わせた人が、救急車到着までの間、救命に必要な応急手当を実施することがとても重要です。特にさまざまな人が多く集まる事業所や宿泊施設、ショッピングセンター、更には地域の自主防災組織などにおいては自らが実効性のある応急救護体制を構築しておく必要があります。

日常生活と大規模地震災害等にも備えた自助、共助の地域の力を高め、応急手当を必要とする人に、身近な人がいち早く助けの手を差し伸べることのできる積極的な体制づくりの奨励を目的とします。

### ● 優良証の交付

次に示す交付要件を満たした事業所・団体に対し、山形県救急業務高度化推進協議会から「応急手当講習受講優良証」を交付します。（有効期間3年）

### 交付要件

#### 【応急手当指導員又は応急手当普及員が在籍する事業所】

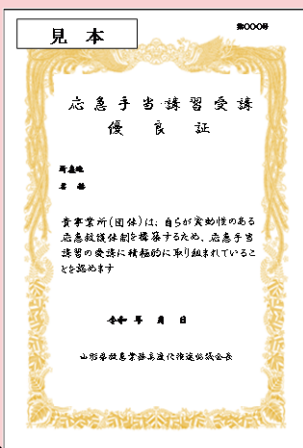
○全従業員数の**30%以上**が、過去3年以内に「普通救命講習」、「上級救命講習」若しくは「日本赤十字社救急法基礎講習」を修了していること（30%には応急手当指導員、応急手当普及員を含む）

#### 【応急手当指導員又は応急手当普及員が在籍しない事業所】

○全従業員数の**50%以上**が、上に掲げる講習を修了していること

※ 自主防災組織においては、「従業員」を「構成世帯」に読み替える

### 交付申請等



○交付申請に費用は発生しません

○申請様式は右の二次元コードより  
県HPからダウンロードできます

○優良証を交付した事業所について  
県HP等で積極的にPRします

○URL

<https://www.pref.yamagata.jp/020080/bosai/shobo/kyuukyuu/oukyuuteateyuuryou.html>

ホーム > 防災・安全 > 消防・救急 > 救急 > 応急手当講習受講優良証の交付制度



### ● 申請窓口

- ・管轄の消防機関
- ・山形県救急業務高度化推進協議会  
(事務局：山形県防災くらし安心部消防救急課)  
〒990-8570 山形県山形市松波 2-8-1  
TEL:023-630-2228

